

○函館市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

平成24年9月25日条例第47号

改正

平成29年3月13日条例第20号

函館市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(区域ならびに緑地および環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域および当該区域の範囲ならびに当該区域における緑地および環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
準工地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
工業地域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域および工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
用途指定外地域	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域	100分の5以上	100分の10以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 製造業等に係る工場または事業場（以下「工場等」という。）の敷地が準工地域、工業地域、用途指定外地域または前条に規定する区域以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合に

おける同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下この条において「敷地割合」という。）につき、準工地域、工業地域または用途指定外地域の敷地割合が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る前条の規定を当該敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高い場合には同条の規定を当該敷地の全部に適用しない。

（他の地方公共団体の長との協議）

第5条 市長は、工場等の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 昭和49年6月28日に設置され、または設置のための工事が行われていた工場等（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式により行うものとする。

（1） 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合 附則別表第1

（2） 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合 附則別表第2

（函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正）

3 函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則別表第1（附則第2項関係）

区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
準工地域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left[0.1 - \frac{G_0}{S} \right]$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left[0.1 - \frac{G_0}{S} \right] > 0.1S - G_1 > 0$ のと	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left[0.15 - \frac{E_0}{S} \right]$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left[0.15 - \frac{E_0}{S} \right] > 0.15S - E_1 > 0$ のと

	きは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	きは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
工業地域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left[0.05 - \frac{G_0}{S} \right]$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left[0.05 - \frac{G_0}{S} \right] > 0.05S - G_1 > 0$ のとき きは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left[0.1 - \frac{E_0}{S} \right]$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left[0.1 - \frac{E_0}{S} \right] > 0.1S - E_1 > 0$ のとき きは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
用途指定外地域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left[0.05 - \frac{G_0}{S} \right]$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left[0.05 - \frac{G_0}{S} \right] > 0.05S - G_1 > 0$ のとき きは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left[0.1 - \frac{E_0}{S} \right]$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left[0.1 - \frac{E_0}{S} \right] > 0.1S - E_1 > 0$ のとき きは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設的面積
- (3) γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。第6号において同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) S 当該既存工場等の敷地面積
- (6) G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。次号において同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- (9) E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

附則別表第2（附則第2項関係）

区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
準工地域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のと きは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、$0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のと きは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、$0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>
工業地域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のと きは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のと きは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>
用途指定外地域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のと きは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のと きは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) G, G₀, S, G₁, E, E₀およびE₁ 附則別表第1備考に規定する意義
- (2) n 当該既存工場等が属する業種の個数
- (3) P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積
- (4) γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

附 則 (平成29年3月13日条例第20号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成22年函館市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)